

第4回 野田市行政改革推進委員会

令和6年10月9日（水）
午前10時から
市役所低層棟4階 委員会室

1 開 会

2 議事

- （1）財政規律の堅持について
- （2）市税、保険料、使用料等の徴収率の向上について
- （3）補助金の在り方の検討について
- （4）給付サービスの見直しについて
- （5）ふるさと納税制度の活用の推進について

3 閉 会

財政規律の堅持

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

限られた財源の中で、多様化する市民要望に的確に対応するためには、自主財源の確保に最大限努力するとともに、事務事業見直しの絶え間ない継続や行政改革の推進による経費削減により財源を確保し、真に必要な部門へ再配分する必要がある。また、中長期的な視点から、計画的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図らなければならない。

具体的には、本市の歳入の根幹となる市税や使用料等の徴収率向上により自主財源の確保を図るとともに、行政改革による経常経費の削減を継続実施することにより、経常収支比率を改善し、財政の弾力性を向上させる。さらに、本市独自のプライマリーバランス※の遵守及び赤字地方債である臨時財政対策債の発行抑制等により、地方債残高の抑制を図るとともに、財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成を確立することにより、財政調整基金の確保を図り、財政規律の堅持と持続可能で安定的な財政運営に努める。

(2) 地方財政の現状

①地方財政計画について

地方財政は、少子高齢化の進展により社会保障関係費を始めとする財政需要が増加する一方で、地方税を始めとする財源の不足が常態化している。

地方の財源不足は、税収の落込みや減税などにより、平成6年度以降急激に拡大し、平成22年度には、景気後退に伴い過去最大の18.2兆円に達した。その後は縮小傾向にあるものの、令和6年度においても、社会保障関係費の自然増や人件費の増などにより、依然として1.8兆円の財源不足が生じている。

また、このような財源不足を背景に、地方財政の借入金残高は、令和6年度末見込みで179兆円、対GDP比も29.1%となっており、極めて厳しい状況にある。

◆令和6年度地方財政計画

区 分	額・割合
地方財政計画の規模	93兆6,388億円
地方財源不足額	1兆8,132億円
地方債依存度	6.7%
借入金残高（年度末見込）	179兆円

なお、上記の地方財源不足額1兆8,132億円は、次に示す更なる借入れ等の補填措置が講じられた。

- ・財源対策債の発行(地方) 7,600億円
- ・地方交付税の増額(国) 5,988億円
- ・臨時財政対策債の発行(地方) 4,544億円

②財政指標の推移について

令和4年度の地方財政決算では、財政運営の主要指標である経常収支比率が92.4%、実質公債費比率が7.6%となり、財政健全化に関する指標の公表が開始

された平成 19 年度決算の財政指標と比べると、経常収支比率は 93.4%に対し 1.0 ポイント低下し、実質公債費比率は 12.8%に対し 5.2 ポイント低下している。いずれも改善しているものの、経常収支比率については財政の硬直化が懸念される水準が続いている。

③財政健全化について

北海道夕張市の破綻を契機として、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）が制定され、①実質赤字比率（一般会計等を対象とした実質赤字の割合）、②連結実質赤字比率（全会計を対象とした実質赤字の割合）、③実質公債費比率（一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の割合）、④将来負担比率（一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合）の 4 つの指標で自治体財政の健全度を評価することとされた。平成 19 年度決算以降、国から示された算式による健全化判断比率・資金不足比率について、監査委員の審査に付した上で議会に報告するとともに、市民に公表することとされ、本市においても実施している（本市の状況は後述のとおり）。

【令和 4 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の状況】

（出典：令和 5 年 11 月 28 日総務省報道資料）

- 財政再生団体：財政再生計画の策定が義務付けられる団体・・・1 自治体（北海道夕張市）
- 早期健全化団体：財政健全化計画策定が必要で警告段階の団体・・・なし

（3）野田市の財政状況

本市では、毎年度の予算編成方針において、将来の財政状況を見極めつつ、行政改革大綱実施計画に基づく行政改革の推進と併せて、ゼロベースでの事業見直し、業務改善・効率化による経常経費の削減、新たな財源確保に全力で取り組むことにより財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成を行うことを基本としてきた。

また、本市においては、合併時よりも市税等の一般財源で償還する地方債の残高を増やさないう、普通建設事業に係る地方債の起債上限額を設定した本市独自のプライマリーバランスの遵守及び赤字地方債である臨時財政対策債の発行抑制等により、財政規律を堅持してきた。なお、合併特例債の発行終了等に伴い、令和 6 年度からは一般的なプライマリーバランス黒字化の考え方にに基づき、臨時財政対策債を含む地方債発行総額を公債費の元金償還額以内として、毎年度地方債残高を確実に減少させることを原則としている。

これらの取組により、財政健全化法に基づく令和 5 年度決算における健全化判断比率は、4 指標のいずれも早期健全化基準を下回っており、公営企業における資金不足比率についても収支が黒字であり指標に該当しないことから、財政状況は健全段階に位置付けられている。しかし、今後は生産年齢人口の減少に伴う市税の減少が見込まれるため、引き続き地方債残高を始めとした将来負担を抑制する必要がある。

その一方で、財政の弾力性を示す経常収支比率が高い水準で推移している。これは、経常収支比率算定に当たり、分母となる市税を始めとした経常一般財源が大きく伸びない中で、分子となる一般財源充当経常経費において、社会保障関係費を始めとする財政需要が増加していることによるものである。今後は、市税等

の大幅な増収が見込まれない中、社会保障関係費が引き続き増加する見込みであることに加え、物価の高騰、賃上げ・処遇改善の実施などによる経常経費の増加が見込まれることから、今後も一層厳しくなることが予想される。

さらに、年度間の財源の不均衡を調整するための財政調整基金については、市の標準財政規模の10%が一つの目安となるが、本市では、公共施設の老朽化対策としての大規模改修や建替えなどの大規模な財政需要に対しても、柔軟で安定した財政運営を可能とするため、平成28年度から標準財政規模の20%を目標として増強を図ってきた。令和5年度の本市の標準財政規模326億1,154万9,000円に対する残高比率は19.7%となっており、近隣市の中でも上位の残高比率となっている。今後は、学校給食センター建設事業や鈴木貫太郎記念館再建事業などの大規模な事業の実施が予定されているため、多額の取崩しにより一時的に当該残高が減少することはやむを得ないが、今後の厳しい財政状況を乗り切るためにも、当該残高の維持に努める必要がある。

◆令和5年度決算に基づく健全化判断比率

単位：％

区分	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
野田市	—	—	4.3	—
早期健全化基準	11.69	16.69	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※野田市は収支が黒字のため、実質赤字比率、連結実質赤字比率に該当しない。

※野田市は将来負担額に充当可能な財源額が将来負担額を上回ったため、将来負担比率に該当しない。

◆令和5年度決算に基づく公営企業における資金不足比率

単位：％

会計名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0

※野田市は収支が黒字のため、資金不足比率に該当しない。

◆財政指標の推移

単位：％、百万円

区分	2年度	3年度	4年度	5年度
経常収支比率	93.2	88.9	92.6	93.5
実質公債費比率	4.6	4.8	4.7	4.3
将来負担比率	20.0	13.4	3.3	—
一般会計地方債残高	44,761	44,197	42,034	40,281
財政調整基金残高比率	17.8	17.6	20.2	19.7

◆近隣市の令和5年度末財政調整基金残高比率

単位：千円、％

区分	財政調整基金残高	標準財政規模	残高比率
野田市	6,434,034	32,611,549	19.7
市川市	30,866,784	96,941,066	31.8
船橋市	24,113,314	127,883,129	18.9
松戸市	10,727,771	95,295,431	11.3
柏市	19,641,409	86,901,162	22.6
流山市	3,953,761	39,304,423	10.1

我孫子市	3, 945, 000	26, 028, 552	15. 2
鎌ヶ谷市	2, 193, 952	21, 549, 892	10. 2
浦安市	9, 133, 367	46, 694, 728	19. 6

2 課題

以上のような財政の現状を踏まえた上で、財政構造上の課題を認識し、将来を見据えた持続可能で安定的な財政運営に努める必要がある。

(1) 経費削減と自主財源及び特定財源の確保等による財政の弾力性の向上

事務事業を徹底して見直すことにより経常経費を削減するとともに、自主財源及び特定財源を確保し、財政の弾力性を向上すべく経常収支比率の改善を図る必要がある。なお、経費の削減に重点を置くあまり、市民サービスの低下を招くことがないように、常にアンテナを高くして国や県の補助金など活用可能な特定財源の確保に最大限努力しなければならない。

(2) 将来負担の低減

現状では、実質公債費比率、将来負担比率とも問題のない水準であるが、今後は、生産年齢人口の減少に伴う市税の減少が見込まれるため、プライマリーバランスを遵守することにより、地方債残高を確実に減少させ、将来負担の低減を図る必要がある。

(3) 財政調整基金の確保

経済変動の影響による経常一般財源の減少や公共施設の老朽化に伴う大規模改修や建替えといった大規模な財政需要に対しても、柔軟で安定した財政運営を可能とするため、一定規模の財政調整基金を確保する必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

限られた財源の中で、多様化する市民要望に的確に対応するためには、自主財源及び国や県の補助金など特定財源の確保に最大限努めるとともに、大胆な業務改革による事務の効率化を図り、経費を削減し、真に必要な部門へ重点配分する必要がある。また、中長期的な視点から、計画的な財政運営に努め、持続可能な財政構造への転換を図らなければならない。

具体的には、市の歳入の根幹となる市税等の徴収率向上、使用料等の負担の適正化、ふるさと納税制度の活用、未利用地の有効活用及び処分、公共物への有料広告の掲出等により自主財源の確保を図るとともに、常にアンテナを高くして国や県の補助金など特定財源の確保に努める。また、全ての事務事業を毎年度ゼロベースで見直すとともに、行政改革による経常経費の削減を継続実施することにより、経常収支比率を改善し、財政の弾力性を向上させる。さらに、臨時財政対策債を含む地方債の発行総額を公債費の元金償還額以内とするプライマリーバランスの遵守により、地方債残高の抑制を図るとともに、財政調整基金の取崩しに頼らない予算編成を確立することにより、今後も一定規模の財政調整基金の確保を図り、財政規律の堅持と持続可能で安定的な財政運営に努める。

※プライマリーバランス…公債費関連の歳入歳出を除いた基礎的財政収支を表すもので、公債の利払費と元金償還費を除いた歳出を、公債発行収入を除いた歳入でどれだけまかなっているかを示す指標

市税、保険料、使用料等の徴収率の向上

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

新たな目標を設定し、引き続き、効果的な徴収対策を講じ、徴収率向上に取り組んでいくとともに、現年度重視の徴収対策を確立する。

また、滞納が長期化している事案や、複数の徴収事務の効率化を図るため、専門部署での徴収について検討を進める必要がある。

(2) 令和元年度から5年度までの徴収率及び徴収対策の取組状況

①市税、国民健康保険料及び介護保険料

新たな滞納発生を抑制するため、初期滞納に早期着手し、現年度重視の徴収体制の強化を図るとともに、納付受付、財産調査及び電話催告に従事する市税等納付推進員（会計年度任用職員）を任用することにより、正規職員の滞納整理の効率化を図り、以下の取組を行うことにより、徴収率は年々順調に向上しており、令和元年度から5年度までの全ての年度において、目標徴収率を達成した。

令和5年度の徴収率は、令和元年度と比較すると、市税は97.33%から98.81%、国民健康保険料は78.25%から90.03%、介護保険料は98.36%から99.34%と、それぞれ向上した。また、令和5年度の収納未済額は、令和元年度と比較すると、それぞれ大きく減少している。

なお、国民健康保険料については、市税優先の徴収対策を行ってきたが、平成30年度に税から保険料に切り替え、時効期間が5年から2年となったことに伴い、差押等を含めた滞納対策を滞納発生早期から徹底したことにより徴収率が大きく向上した。

また、滞納対策強化のために拡充していた収税課窓口の平日夜間（火、木曜日）及び日曜窓口について、徴収率が年々順調に向上していることを踏まえ、令和3年度末に閉鎖した。

◆主な取組内容

- ・滞納金額別の徴収体制により、効率的な滞納整理を実施
- ・督促状の発送に併せて、電話及びSMSによる納付催告を実施
- ・封筒をより目立つ色にするなど、工夫を凝らした催告書の送付により、財産の差押前の納付を促す。
- ・未納者の自宅訪問を集中的に実施
- ・預貯金照会電子化サービスを導入し、徹底的な財産調査を実施
- ・LINE Pay等の電子収納を順次導入
- ・口座振替受付サービスの導入
- ・令和5年4月に開始された、地方税共同機構が運営する「地方税お支払サイト」の周知の実施
- ・給与差押、預貯金差押、生命保険差押、年金差押を積極的に実施
- ・預貯金等や給与がない滞納者については、財産の搜索、差押え、公売の実施

◆徴収率

ア) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、たばこ税等）

【現年度分、滞納繰越分合算】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率	目標徴収率
元年度	23,643,528	23,012,948	557,145	73,435	97.33%	97.14%
2年度	23,445,537	22,950,555	425,473	69,509	97.89%	97.66%
3年度	22,925,290	22,594,389	291,613	39,288	98.56%	98.02%
4年度	23,225,481	22,933,481	254,037	37,963	98.74%	98.30%
5年度	23,517,806	23,238,395	251,720	27,691	98.81%	98.50%

※目標徴収率を達成した徴収率は網掛け

【現年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	22,918,777	22,738,858	178,365	1,554	99.21%
2年度	22,900,818	22,755,696	144,023	1,099	99.37%
3年度	22,512,234	22,407,289	103,887	1,058	99.53%
4年度	22,942,158	22,830,941	109,535	1,682	99.52%
5年度	23,270,429	23,144,640	124,526	1,263	99.46%

【滞納繰越分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	724,751	274,090	378,780	71,881	37.82%
2年度	544,719	194,859	281,450	68,410	35.77%
3年度	413,056	187,100	187,726	38,230	45.30%
4年度	283,323	102,540	144,502	36,281	36.19%
5年度	247,377	93,755	127,194	26,428	37.90%

イ) 国民健康保険料

【現年度分、滞納繰越分合算】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率	目標徴収率
元年度	4,452,770	3,484,223	881,413	87,134	78.25%	78.02%
2年度	3,985,452	3,220,983	603,639	160,830	80.82%	80.31%
3年度	3,693,473	3,195,503	396,590	101,380	86.52%	82.05%
4年度	3,409,853	3,030,806	314,789	64,258	88.88%	83.25%
5年度	3,095,608	2,787,130	275,523	32,955	90.03%	84.21%

※目標徴収率を達成した徴収率は網掛け

【現年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	3,347,597	3,166,514	180,440	643	94.59%
2年度	3,118,634	2,989,234	129,051	349	95.85%
3年度	3,097,906	2,987,806	109,100	1,000	96.45%
4年度	3,021,108	2,901,655	119,112	341	96.05%
5年度	2,785,282	2,676,260	108,737	285	96.09%

【滞納繰越分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	1,105,173	317,709	700,973	86,491	28.75%
2年度	866,818	231,749	474,588	160,481	26.74%
3年度	595,567	207,697	287,490	100,380	34.87%
4年度	388,745	129,151	195,677	63,917	33.22%
5年度	310,326	110,870	166,786	32,670	35.73%

ウ) 介護保険料

【現年度分、滞納繰越分合算】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率	目標徴収率
元年度	2,927,330	2,879,415	31,027	16,888	98.36%	97.28%
2年度	2,872,891	2,840,534	24,801	7,556	98.87%	97.41%
3年度	2,891,269	2,868,041	18,472	4,756	99.20%	97.51%
4年度	2,887,742	2,867,504	17,540	2,698	99.30%	97.60%
5年度	2,866,309	2,847,516	15,816	2,977	99.34%	97.67%

※目標徴収率を達成した徴収率は網掛け

【現年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	2,875,378	2,859,692	15,412	274	99.45%
2年度	2,841,945	2,829,854	11,982	109	99.57%
3年度	2,866,590	2,856,758	9,660	172	99.66%
4年度	2,869,415	2,860,103	9,213	99	99.68%
5年度	2,848,769	2,839,447	9,277	45	99.67%

【滞納繰越分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	51,952	19,723	15,615	16,614	37.96%
2年度	30,946	10,680	12,819	7,447	34.51%
3年度	24,679	11,283	8,812	4,584	45.72%
4年度	18,327	7,401	8,327	2,599	40.38%
5年度	17,540	8,069	6,539	2,932	46.00%

②市営住宅使用料（家賃・駐車場料金）

新たな滞納発生を抑制するため、現年度重視の徴収体制の強化を図り、以下の取組を行うことにより、徴収率は年々向上し、令和4年度及び5年度は目標徴収率を達成した。令和5年度の徴収率は、令和元年度と比較すると、90.36%から94.75%へ向上した。また、令和5年度の収納未済額は433万円で、令和元年度876万円から大きく減少した。

◆主な取組内容

- ・電話、文書及び戸別訪問による納付指導を強化
- ・高額、長期滞納者については、納付誓約を交わし、その履行管理を徹底
- ・令和4年8月から退去滞納者を対象とした家賃徴収業務を法律事務所に委託

◆徴収率

【現年度分、滞納繰越分合算】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率	目標徴収率
元年度	90,887	82,127	8,760	0	90.36%	92.5%
2年度	87,641	79,725	7,916	0	90.97%	
3年度	84,539	77,671	6,868	0	91.88%	
4年度	81,884	76,175	4,950	759	93.03%	
5年度	82,473	78,145	4,328	0	94.75%	

※目標徴収率を達成した徴収率は網掛け

【現年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	83,433	79,507	3,926	0	95.29%
2年度	78,864	75,414	3,450	0	95.63%
3年度	76,623	73,953	2,670	0	96.52%
4年度	75,016	72,683	2,333	0	96.89%
5年度	77,523	75,375	2,148	0	97.23%

【滞納繰越分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	7,454	2,620	4,834	0	35.15%
2年度	8,777	4,311	4,466	0	49.12%
3年度	7,916	3,718	4,198	0	46.97%
4年度	6,868	3,492	2,617	759	50.84%
5年度	4,950	2,770	2,180	0	55.96%

③住宅新築資金等貸付金元利収入滞納繰越分

貸付開始から50年以上経過し、平成14年度以降は償還事務のみ行っている。以下の取組を行ってきたが、債務者の高齢化、長期滞納者の固定化などにより、目標徴収率を達成した年度はない。

居所不明等の理由により徴収が困難な事案等については、個別に滞納整理を進めるとともに、野田市私債権管理条例に基づき債権を放棄し、不納欠損処分を行った。

◆主な取組内容

- ・滞納者に対する催告
- ・分納者へ分割納入通知書更新時に分納額の増額指導
- ・行政法律相談等を活用し、個別ケースごとの長期滞納者対策の検討
- ・野田市私債権管理条例に基づく適切な債権管理

◆徴収率

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率	目標徴収率
元年度	187,027	2,811	184,216	0	1.50%	5.5%
2年度	185,715	4,343	181,372	0	2.34%	
3年度	181,459	4,284	177,175	0	2.36%	
4年度	177,175	2,931	174,244	0	1.65%	
5年度	174,244	2,640	163,712	7,892	1.52%	

④下水道受益者負担金及び使用料（現年分）

新たな滞納発生を抑制するため、現年度重視の徴収体制の強化を図り、以下の取組を行うことにより、下水道受益者負担金について、徴収率は毎年度98.0%以上となっているが、目標徴収率を達成したのは令和3年度のみであった。下水道使用料については、徴収率は毎年度97.0%以上となっているが、目標徴収率を達成したのは令和3年度のみであった。

下水道使用料については、水道料金等関連業務包括委託により、徴収業務を民間委託している。

なお、下水道受益者負担金及び使用料については、令和2年度から公営企業会計へ移行することも踏まえ、令和元年度から目標徴収率を現年分に設定し、新たな滞納が増えないよう取り組んだ。

◆主な取組内容

- ・督促状及び催告書（過年分含む）の送付
- ・電話催告
- ・納付相談
- ・臨戸徴収月間（7月から10月まで）による徴収強化
- ・下水道受益者負担金については、滞納者宅への夜間訪問や電話催告、分納指導滞納解消に努めるとともに分納誓約の説明を実施
- ・下水道使用料については、水道料金等関連業務包括委託により、徴収業務を民間委託しており、未納付者に対し、毎月、督促状の送付、年2回の特別催告状の送付を実施

◆徴収率

ア) 下水道受益者負担金

【現年度分、過年度分合算】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	66,058	61,957	3,722	379	93.79%
2年度	98,992	95,411	3,160	421	96.38%
3年度	99,840	97,165	2,484	191	97.32%
4年度	77,469	75,320	1,932	217	97.23%
5年度	53,144	51,266	1,492	386	96.47%

【現年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率	目標徴収率
元年度	62,249	61,057	1,192	0	98.09%	98.95%
2年度	95,270	94,044	1,226	0	98.71%	
3年度	96,681	95,731	950	0	99.02%	
4年度	74,985	74,136	849	0	98.87%	
5年度	51,212	50,609	603	0	98.82%	

※目標徴収率を達成した徴収率は網掛け

【過年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	3,809	900	2,530	379	23.63%
2年度	3,722	1,367	1,934	421	36.73%
3年度	3,159	1,434	1,534	191	45.39%
4年度	2,484	1,184	1,083	217	47.69%
5年度	1,932	657	889	386	34.01%

イ) 下水道使用料

【現年分、過年分合算】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	1,389,892	1,349,304	39,037	1,551	97.08%
2年度	1,484,023	1,439,818	43,111	1,094	97.02%
3年度	1,534,963	1,495,129	38,706	1,128	97.40%
4年度	1,519,362	1,475,881	42,325	1,156	97.14%
5年度	1,532,799	1,485,653	46,162	984	96.92%

【現年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率	目標徴収率
元年度	1,347,840	1,315,319	32,521	0	97.59%	97.78%
2年度	1,444,844	1,407,996	36,848	0	97.45%	
3年度	1,491,864	1,460,269	31,595	0	97.88%	
4年度	1,480,656	1,445,172	35,484	0	97.60%	
5年度	1,490,504	1,451,988	38,516	0	97.42%	

※目標徴収率を達成した徴収率は網掛け

【過年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	42,052	33,985	6,516	1,551	80.82%
2年度	39,179	31,822	6,263	1,094	81.22%
3年度	43,099	34,860	7,111	1,128	80.88%
4年度	38,706	30,709	6,841	1,156	79.34%
5年度	42,295	33,665	7,646	984	79.60%

⑤水道料金（現年分）

新たな滞納発生を抑制するため、現年度重視の徴収体制の強化を図り、以下の取組を行うことにより、徴収率は毎年度 99.0%以上となっており、令和元年度及び5年度は目標徴収率を達成した。

なお、令和2年度から4年度までについては、新型コロナウイルス感染症による感染症対策としての手洗いを考慮し、滞納者に対する給水停止措置を緩和したことなどにより、目標徴収率の達成に至らなかった。

なお、水道料金については、過年分の徴収対策に重点的に取り組み、徴収率を向上させてきた経緯があり、現年分の徴収率が99%台後半になったことから、平成27年度以降は、目標徴収率を現年分に設定し、過年分が増えないよう取り組んだ。

◆主な取組内容

- ・納期限日から約3か月後に給水停止措置を実施し、現年度分の滞納が増加しないよう早期の段階で納付指導を行っている。納期限日の約2か月後に停水通知を発送し、給水停止1週間前に文書を配布していたが、直接納付指導ができるよう電話による納付指導に変更した。
- ・水道料金等関連業務包括委託により、水道料金徴収業務を民間委託しており、未納付者に対し毎月、督促状の送付、年2回の特別催告状の送付を行い、滞納解消に努めている。

◆徴収率

【現年分、過年分合算】

（単位：千円）

年度	調定額	収納済額	収納未済額	徴収率
元年度	2,978,754	2,953,883	24,871	99.17%
2年度	2,864,207	2,835,682	28,525	99.00%
3年度	2,873,422	2,848,299	25,123	99.13%
4年度	2,610,492	2,585,502	24,990	99.04%
5年度	2,828,995	2,807,758	21,237	99.25%

【現年度分】

（単位：千円）

年度	調定額	収納済額	収納未済額	徴収率	目標徴収率
元年度	2,955,274	2,944,071	11,203	99.62%	99.6%
2年度	2,841,297	2,826,354	14,943	99.47%	
3年度	2,846,759	2,835,199	11,560	99.59%	
4年度	2,587,096	2,575,210	11,886	99.54%	
5年度	2,805,831	2,797,859	7,972	99.72%	

※目標徴収率を達成した徴収率は網掛け

【過年度分】

（単位：千円）

年度	調定額	収納済額	収納未済額	徴収率
元年度	23,480	9,812	13,668	41.79%
2年度	22,910	9,328	13,582	40.72%
3年度	26,663	13,100	13,563	49.13%
4年度	23,396	10,292	13,104	43.99%
5年度	23,164	9,899	13,265	42.73%

⑥保育所保育料

新たな滞納発生を抑制するため、現年度重視の徴収体制の強化を図り、以下の取組を行うことにより、現年度分の徴収率は毎年度 99.0%以上となっており、現年度分の徴収率の向上に伴い、収納未済額も減少した。

なお、目標徴収率については、現年度分の徴収率が 99%を超えていたことから設定しなかった。

◆主な取組内容

- ・ 保育所長の「声かけ」等による督促を実施した。
- ・ 現年度分は、毎月の収納管理を行い、未納者に対し督促状を送付した。
- ・ 口座振替の利用促進を図るため、利用決定通知送付時に口座振替の案内を同封した。
- ・ 平成 24 年度から制度化された児童手当からの特別徴収を引き続き活用。
- ・ 滞納繰越分保育料は、催告状送付の際に納付書及び児童手当からの徴収申出書を同封（納付機会の増加）し、更に電話催告を実施した。

◆徴収率

【現年度分、滞納繰越分合算】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	349,825	341,222	7,868	735	97.54%
2 年度	198,577	193,176	5,233	168	97.28%
3 年度	206,518	202,355	3,424	739	97.98%
4 年度	211,137	208,126	2,987	24	98.57%
5 年度	216,714	214,275	1,592	847	98.87%

【現年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	338,612	337,102	1,510	0	99.55%
2 年度	190,709	189,981	728	0	99.62%
3 年度	201,285	200,211	1,074	0	99.47%
4 年度	207,713	206,612	1,101	0	99.47%
5 年度	213,727	212,920	807	0	99.62%

【滞納繰越分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	11,213	4,120	6,358	735	36.74%
2 年度	7,868	3,195	4,505	168	40.61%
3 年度	5,233	2,144	2,350	739	40.97%
4 年度	3,424	1,514	1,886	24	44.22%
5 年度	2,987	1,355	785	847	45.36%

⑦学童保育所保育料

新たな滞納発生を抑制するため、現年度重視の徴収体制の強化を図り、以下の取組を行うことにより、現年分の徴収率は毎年度 98.0%以上となっており、現年度分の徴収率の向上に伴い、収納未済額も減少した。

なお、目標徴収率については、現年度分の徴収率が 98%を超えていたことから設定しなかった。

◆主な取組内容

- ・電話や面談による納付指導を強化
- ・登所や帰宅の際の声かけや滞納催告及び滞納者の納付相談を実施
- ・連絡をしても不在又は返答がない保護者の勤務先へ電話し納付指導を実施
- ・平成24年度から制度化された児童手当からの特別徴収を引き続き活用

◆徴収率

【現年度分、滞納繰越分合算】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	155,907	147,705	8,154	48	94.74%
2年度	125,501	118,420	6,649	432	94.36%
3年度	137,106	131,798	4,675	633	96.13%
4年度	147,503	142,465	4,639	399	96.58%
5年度	155,469	149,976	5,046	447	96.47%

【現年度分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	148,285	145,844	2,441	0	98.35%
2年度	117,347	116,240	1,107	0	99.06%
3年度	130,457	129,560	897	0	99.31%
4年度	142,828	141,115	1,713	0	98.80%
5年度	150,830	148,528	2,302	0	98.47%

【滞納繰越分】

(単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	不納欠損額	徴収率
元年度	7,622	1,861	5,713	48	24.42%
2年度	8,154	2,180	5,542	432	26.74%
3年度	6,649	2,238	3,778	633	33.66%
4年度	4,675	1,350	2,926	399	28.88%
5年度	4,639	1,448	2,744	447	31.21%

⑧学校給食費

平成15年度から公会計を導入し、在学生の現年度分及び滞納繰越分に係る徴収事務については、各学校の教職員等が行っており、卒業生の滞納繰越分に係る徴収事務については、教育委員会が行っている。給食費滞納対策として、以下の取組を行うことにより、現年分の徴収率は毎年度99.0%以上となっている。それに伴い、令和5年度の収納未済額は、令和元年度と比較すると、大きく減少している。

令和元年10月から長期疾病や災害等の被害に遭った方等のやむを得ない特別の事情があると認められる方を除き、10万円以上の滞納世帯を対象として、法律事務所に未収金管理・徴収業務を委託し、令和4年からは、5万円以上の滞納世帯を対象を拡大した。

なお、目標徴収率については、現年度分の徴収率が99%を超えていたことから設定しなかった。

◆主な取組内容

- ・学校での取組として、新たな滞納発生を抑制するため、現年度重視の徴収体制の強化を図り、保護者会での説明、学校及び学年便りによる周知、保護者への電話及び手紙での催促、小中学校間の情報交換を実施
- ・教育委員会での取組として、電話による催告（随時）、臨戸徴収の実施、督促文書の発送、高額滞納世帯を対象として法律事務所へ未収金管理・徴収業務を委託
- ・平成24年度から制度化された児童手当からの特別徴収を引き続き活用

◆徴収率

【現年度分、滞納繰越分合算】 (単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	徴収率
元年度	599,395	589,632	9,763	98.37%
2年度	524,809	516,181	8,628	98.36%
3年度	575,657	567,946	7,711	98.66%
4年度	572,552	565,605	6,947	98.79%
5年度	519,402	512,441	6,961	98.66%

【現年度分】 (単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	徴収率
元年度	589,058	587,469	1,589	99.73%
2年度	515,046	514,211	835	99.84%
3年度	567,029	566,072	957	99.83%
4年度	564,835	563,625	1,210	99.79%
5年度	512,455	511,202	1,253	99.76%

【滞納繰越分】 (単位：千円)

年度	調定額	収納済額	収納未済額	徴収率
元年度	10,337	2,163	8,174	20.92%
2年度	9,763	1,970	7,793	20.18%
3年度	8,628	1,874	6,754	21.72%
4年度	7,717	1,980	5,737	25.66%
5年度	6,947	1,239	5,708	17.84%

⑨徴収専門部署の設置について

令和3～4年度にかけて、債権を所管する部署による徴収対策会議を開催し、令和4年10月の第4回徴収対策会議において、各部署において、それぞれ徴収対策により徴収率が向上しており、徴収専門部署を設置して徴収事務を一元化することによる大きな効果は見込めないことから、設置しないこととした。

⑩野田市私債権管理条例の施行について

私債権については、債務者が時効の援用をしなければ不能欠損することができず、所在不明等の理由により徴収が非常に困難なものがあることから、私債権の放棄について統一的な基準を設けて適正に処理することで、徴収見込みのない未収金の管理の継続による事務負担を軽減し、徴収可能な債権の管理に注力することにより歳入の確保を図るため、令和5年度から野田市私債権管理条例を施行した。

※私債権…市営住宅使用料、住宅新築資金等貸付金、水道料金、学校給食費

※公債権…市税、下水道受益者負担金及び使用料、保育所保育料、学童保育所保育料

2 課題

- ・新たな滞納発生を抑制するため、初期滞納に早期着手し、現年度重視の徴収体制の強化を図ったことにより、徴収率向上につながっていることから、今後も現年度重視の徴収体制を維持・強化するとともに、更なる工夫を重ねて効果的な徴収対策を行っていく必要がある。
- ・滞納繰越分が減少していないものについては、効果的な徴収対策を行っていく必要がある。
- ・目標徴収率について、現在設定していないものへの設定はもとより、現年度分と滞納繰越分を分けて設定することを検討する必要がある。
- ・私債権のうち、居所不明等の理由による長期滞納者等については、個別の事案に応じ、法律事務所への委託や債権放棄を検討し、徴収可能な債権に注力して滞納整理の効率化に努める必要がある。
- ・学校給食費について、公会計を導入し、各学校の教職員等が在学生の現年度分及び滞納繰越分に係る徴収事務を行っているが学校現場の負担軽減を図り、教職員が授業の改善や児童生徒に向き合う時間を増やす必要がある。そのため、令和7年4月から学校給食費管理システムを導入し、全ての徴収事務を教育委員会が行うこととしている。
- ・徴収対策について、市内における横の連携を図るため、定期的に徴収対策会議を開催し、効果的な徴収対策を行っていく必要がある。
- ・近隣自治体において、徴収専門部署を設置している自治体が多いことも踏まえ、徴収対策会議において改めて設置の必要性を検討する必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

現年度重視の徴収対策を継続し、新たな目標を設定した上で、滞納繰越分を含め、更なる工夫を重ねて効果的な徴収対策を講じ、徴収率向上に取り組む。

私債権に係る長期滞納者等については、徴収見込みがない場合は、野田市私債権管理条例の規定に基づき債権放棄を行い、徴収可能な債権に注力して滞納整理の効率化に努める。

補助金の在り方の検討

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

- ・継続的な事務事業見直し等により補助金の必要性の有無を検討するとともに、必要な補助金については、透明性を確保する観点からも補助対象経費や補助率等を定める個別の根拠例規等の整備を進める。
- ・各種団体等に対する補助金については、当該団体の活動を支援する立場で常に見直しを行い、団体との協議の中で補助金の必要性を見極めるとともに、効率的な事業実施の方策を検討する。
- ・多額の繰越金等の内部留保が生じている団体についても、団体との協議の中で補助金の減額又は一時停止により内部留保の解消を進める。

(2) 根拠例規等の整備

各種団体等に対する補助金については、市の補助金への依存率が 50%を超える団体は個別の補助金交付規則等、補助金依存率が 50%以下の団体は野田市補助金等交付規則を制定して、平成 28 年 4 月 1 日から事業費補助及び運営費補助のいずれも不用額に対し精算、返納等を行うこととした。併せて、適正な事務執行を図るため、交付の申請方法等の補助金交付事務について定めた補助金交付運用基準を同日から施行し、各所属へ周知している。

また、野田市補助金等交付規則に基づいて補助金を交付する補助金依存率 50%未満の団体については、更なる補助金交付の透明性を確保するため、補助対象経費、補助率等を定める個別の要綱等の整備を進めてきている。

(3) 各種団体等との協議による見直し及び内部留保の解消

各種団体等に対する補助金については、当該団体の活動を支援する立場で常に見直しを行い、団体との協議の中で必要性を見極めるとともに、効率的な事業実施の方策を検討することとし、随時適正化に向けて団体との協議を実施している。

精算・返納の実施以降、補助金を財源とした新たな留保財源は原則として発生していないが、過去からの蓄積により多額の繰越金等の内部留保が生じているいくつかの団体については、団体との協議の中で補助金の減額又は一時停止により内部留保の解消を進めている。

2 課題

- ・継続的に実施している事務事業見直しにおいては、各種団体等に対する補助金の必要性等についてゼロベースで考えることとし、当該団体の活動を積極的な姿勢で評価した上で、補助金の見直しを行うこととしている。また、補助金の見直しに当たっては、市民サービスの維持・充実に寄与することが基本であり、削減ありきではないということを念頭に、当該団体等と十分に協議し、理解を得た上で実施することとしている。しかし、団体との具体的な協議を進めず、

個別の根拠例規の整備も完了していない補助金があり、令和5年度に交付等を行った団体補助金92件のうち24件については、個別の根拠例規が未整備となっている。

- ・個別要綱等が未整備であるため、補助対象経費が不明確となっている補助金があることに加え、個別要綱等を整備済みの補助金の中にも、補助対象経費が具体的に規定されておらず、不明確なものがある。
- ・平成28年度から事業費補助及び運営費補助のいずれも不用額に対し精算、返納等を行うこととしているが、団体の運営を支援する目的の補助金であるにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の影響により活動ができず事業費が少なかった団体に対して、事業費補助と同様の考え方により精算・返納を求めるといった不適切な精算・返納の事例があった。また、そもそも事業費補助なのか、運営費補助なのか不明確な補助金もあるため、補助事業自体に公益性があるのか、団体の活動自体に公益性があるのかといった観点や各補助金の趣旨、目的等を踏まえて、事業費補助、運営費補助等の区分を明確にした上で、それぞれに応じた精算・返納を行う必要がある。
- ・補助金の交付は客観的に公益性があると認められることが必要不可欠であり、市民への説明責任の観点からもより厳格な事業効果の検証が求められるものの、事業効果の検証が十分になされていない。
- ・多額の繰越金、積立金等の内部留保が生じている団体に係る補助金については、当該団体と協議の上、既に補助金の減額もしくは一時停止による内部留保の解消を進めているが、協議中もしくは未協議の団体も残っている。
- ・事業費が全額補助で賄われているなど、本来市が主体となって行うべき行政の代替えとしての性質を有している補助金の中には、時代の変遷等によりその必要性が薄れているものや、市が直接実施もしくは委託事業とした方が効率的なものもある。
- ・個人等に対する補助金についても、継続的に事務事業の見直しを行い、補助金の必要性を検証する必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

真に補助金が必要な事業については、積極的に補助金を交付するが、継続的に事務事業の見直しを行い、補助金の必要性を検証していく。また、必要な補助金については、透明性を確保する観点からも補助対象経費や補助率等を定める個別の根拠例規等の整備又は見直しを進める。

各種団体等に対する補助金については、事業費補助、運営費補助等の区分を明確にした上で事業効果を検証し、団体との協議の中で補助金の必要性を見極めるとともに、補助対象経費等の見直し、効率的な事業実施の方策を検討する。

多額の繰越金等の内部留保が生じている団体については、団体との協議の中で補助金の減額又は一時停止により内部留保の解消を進める。

給付サービスの見直し

1 現状等

(1) 現行行政改革大綱の方針

市が単独で実施する給付サービスは、市の限られた予算の範囲内で、真に必要な給付サービスを実施しなければならないものであることから、引き続き、既存の給付サービスについて、そのサービスの必要性、対象者、支給額等の見直しを不断に行う。

利用者が急激に伸びている放課後等デイサービスについては、国の通知等に基づき、適正な業務の執行を図る必要がある。

(2) 給付サービスの主な見直し状況（令和元年度以降）

国民生活に不可欠な給付サービスは、国費又は県費を伴うもの（市の一部負担有り）を基本としているが、市が単独で実施している給付サービスについては、限られた予算の範囲内で、真に必要なものとしなければならぬため、以下のとおり、廃止を含めて見直しを行ってきた。

①市単独で実施する給付サービス

【廃止】

ア 身体障害者手帳交付診断料助成事業、精神障害者福祉手帳診断料助成事業

身体障害者手帳又は精神障害者福祉手帳交付申請における診断書の作成に要した経費に対し、1件当たり7,000円を限度として助成していたが、平成25年4月に障害者総合支援法が施行され、手帳交付の有無にかかわらず、医師の診断書に基づき、必要な支援やサービスを受けられることが大半であるため、当該事業の役割は終えたと判断し、令和2年度をもって廃止した。

イ おむつ手当

県補助により支給していたねたきり身体障害者福祉手当の受給者かつおむつを使用している者を対象として、月額3,000円支給するものであったが、受給資格を満たす方は、より支給月額の高い国の制度である特別障害者手当の受給資格を満たしており、平成21年度以後、ねたきり身体障害者福祉手当の受給者がいないことから、当該手当は役割を終えていると判断し、令和6年7月をもって廃止した。

ウ 障害者支援施設等利用者傷害保険料助成金事業

障害者支援施設等に通所又は入所施設に入所した者に対し、4月から翌年の3月までの間に支払った傷害保険料の金額の合計額の3分の1に相当する金額（上限2,300円）を助成していたが、未利用者との間で公平性に課題があったことから、加入者の実態を確認したところ、助成金の有無にかかわらず、障がい者の特性により必要性を判断して傷害保険に加入しており、当該事業に依存しているわけではない現状であったため、当該事業は役割を終えていると判断し、令和2年度をもって廃止した。

エ 重度心身障がい者医療費助成（精神障害者福祉手帳 1 級）

精神障害者福祉手帳 1 級を所持している者を対象として、病院等で治療を受けた際の保険診療自己負担分について、対象者が負担すべき一部負担金（300 円）を除き、それ以外の費用を助成していたが、千葉県補助金交付要綱の改正により、令和 2 年 8 月から県補助の対象となったことから、令和元年度をもって廃止した。

【改正】

オ 難病患者援助事業

難病疾患のための治療を受けている者を対象として、毎月の申請に基づき、入院の場合月額 5,000 円、通院の場合月額 3,000 円を支給していたが、入院患者がほとんどいないため、平成 31 年 4 月から、入院・通院の区分を統合し、月額 36,000 円に改めた。

カ 障がい者福祉手当

<令和 3 年 8 月の改正>

障害基礎年金による国の所得補償制度や障害者総合支援法による福祉サービスにより、経済的な負担や介護負担が軽減されている中で、市が将来に向けて取り組まなければならない施策（親なき後の生活の場の確保や共生社会）を進め実現するため、令和 3 年 8 月に制度を見直し、障害福祉サービス、介護保険サービス、障害児通所支援（以下「障害福祉サービス等」という。）の利用がある者及び市民税が課税されている者については減額することとし、手帳の区分又は等級により月額 3,100 円から 5,800 円支給していた手当を、経過措置を設け徐々に減額し、令和 6 年度には 0 円にすることとした。

障害福祉サービス等の利用がない者及び市民税が課税されていない者については増額することとし、手帳の区分・等級により月額 3,100 円から 5,800 円支給していた手当を徐々に増額し、令和 6 年度には、月額 4,500 円から 8,000 円に見直すこととした。

また、65 歳以上の新規手帳取得者については、年齢的な要因も含まれることから、手当支給の対象外とした。

しかし、システム改修の際に、改修内容の確認を怠ったことにより、市民税の課税情報をシステムに取り込めず、令和 3 年 8 月から令和 4 年 7 月までの手当について、本来、市民税が課税されていることから、経過措置により減額されるはずであった者を市民税が課税されていない者と判定し、誤って増額して支給してしまい、結果として、485 人に総額 10,639,600 円を過支給してしまった。

【経過措置】

増額	区分又は等級	見直し前	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	身体 1 又は 2 級	5,800 円	6,000 円	6,500 円	7,000 円	8,000 円
	身体 3 級	4,000 円	4,500 円	5,000 円	5,500 円	6,000 円
	身体 4 級	3,100 円	3,500 円	3,800 円	4,000 円	4,500 円
	療育 B の 1 以上	3,900 円	6,000 円	6,500 円	7,000 円	8,000 円
	精神 1 級【新設】	—	6,000 円	6,500 円	7,000 円	8,000 円

減額	区分又は等級	見直し前	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	身体 1 又は 2 級	5,800 円	3,900 円	2,900 円	2,000 円	0 円
	身体 3 級	4,000 円	2,700 円	2,000 円	1,400 円	0 円
	身体 4 級	3,100 円	2,100 円	1,600 円	1,100 円	0 円
	療育 B の 1 以上	3,900 円	3,900 円	2,900 円	2,000 円	0 円

＜令和 6 年 8 月の改正＞

改めて事業を検証し、令和 6 年 8 月から、一概に手当を廃止するのではなく、障害福祉サービス等の利用量に応じて、段階的に手当を支給することに見直した。

障害福祉サービス等の利用量については、障害福祉サービス、介護保険サービス及び障害児通所支援の利用量の合計を年間 96,000 単位（基準支給量）とし、基準支給量を超える利用者に対して手当の支給を取り止め、年間の基準支給量を超えないものに対しては減額した手当を支給することに見直した。

	基準支給量を超える者	基準支給量を超えない者	障害福祉サービス等の利用がない者
身体 1 又は 2 級	0 円	2,000 円	8,000 円
身体 3 級	0 円	1,400 円	6,000 円
身体 4 級	0 円	1,100 円	4,500 円
療育 B の 1 以上	0 円	2,000 円	8,000 円
精神 1 級	0 円	2,000 円	8,000 円

【新設】

キ あかちゃんお祝い金支給事業

コロナ禍において不安を抱えながら出産を迎えた子育て世帯を支援するため、新生児特別定額給付金として、国が新生児 1 人につき 10 万円を支給していたが、令和 2 年 4 月 27 日で終了となったことに伴い、国の新生児特別定額給付金の対象外となる新生児を対象として、市独自に新生児 1 人につき 10 万円の支給を開始した。令和 5 年度から、新生児の誕生を祝い、子育てを応援する「あかちゃんお祝い金」に名称を変更した。

ク 手話検定試験受験料助成金

野田市手話言語条例の趣旨を踏まえ、手話による意思疎通支援者の養成及び拡充を図り、手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備を行うため、令和2年4月から手話検定試験に係る受験料の助成を開始した。なお、1回の手話検定試験で複数の級を受験する場合は、いずれか高い方のみを助成する。

ケ 要約筆記者養成講座受講料等助成金事業、手話通訳者養成講座受講料等助成金事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修受講料等助成金事業

令和3年4月から、野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例の趣旨を踏まえ、千葉県主催の要約筆記者養成講座（前期・後期）、手話通訳者養成講座、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を受講する場合に、それぞれ講座や研修の受講料及び交通費に係る費用の助成を開始した。（令和8年度まで、受講報償金として受講回数に応じて8千円/1回を交付している。）

コ 不妊治療費助成金

令和3年9月1日以降に開始された医師が認めた保険適用外となる不妊治療及びこれに付随する検査等に係る費用の一部の助成を令和4年1月から開始した。対象者は、治療開始時点の女性の年齢が43歳未満の方とし、助成対象は、一般不妊治療（人工授精）1回当たり上限3万円、特定不妊治療（体外授精、顕微授精）1回当たり上限20万円とした。

同年4月に、人工授精や体外授精、顕微授精といった不妊治療が保険適用となったことに伴い制度を見直し、同年4月から、助成対象に保険適用の検査又は治療等の自己負担分（高額療養費に該当する場合はその支給額を除く）を追加した。また、一般・特別の区別を撤廃し、1回当たり上限20万円とした。

サ 不育症治療費助成金

令和3年9月1日以降に開始された医師が認めた保険適用外となる不育症治療及びこれに付随する検査等に係る費用の一部の助成を令和4年1月から開始した。助成対象は、1治療期間当たり上限30万円とした。

不妊治療費助成金に合わせ、同年4月から、助成対象に保険適用の検査又は治療等の自己負担分（高額療養費に該当する場合はその支給額を除く）を追加した。

◆主な市単独で実施する給付サービス

	名 称	内容及び対象者	6 年度 当初予算 (千円)	担当課
1	家賃債務保証料助成金 (住宅困窮者民間賃貸住宅居住支援事業)	ひとり親家庭等、配偶者からの暴力による被害女性世帯、高齢者世帯及び心身障がい者世帯で、家賃等の支払ができるにもかかわらず、「条件の合う住宅を探すのが困難」、「連帯保証人がいない」、「入居後の生活が不安」などの理由で、市内の民間賃貸住宅への入居が困難な世帯へ、入居の機会の確保及び入居後の安定した居住の継続を支援するため、その際の保証料として、月額家賃及び月額共益費の 10 分の 3 に相当する額を助成（上限 20,000 円）	20	営繕課
2	ひとり親家庭等及びドメスティック・バイオレンス被害女性民間賃貸住宅入居時家賃等助成金	緊急に居住の場を確保する必要があるひとり親家庭等及び配偶者からの暴力による被害女性で、民間賃貸住宅へ入居しようとする所得が低い人に対し、賃貸借契約時に要する家賃等の費用の一部として、1 月分の家賃及び不動産業者への仲介手数料を助成（上限 65,000 円）	1,214	営繕課
3	特殊詐欺対策アダプタ設置補助金	近年多発する電話詐欺を事前に防止するために、市内に在住する 65 歳以上の方を対象に、NTT 東日本が提供する AI 特殊詐欺対策アダプタの設置費用を助成（アダプタ 1 台につき上限 12,100 円）	201	市民生活課
4	災害見舞金	災害により住宅が全壊、半壊、全焼、半焼、流出又は埋没した世帯に、見舞金として、災害の程度（全焼、全壊、半壊及び床上浸出等）に応じて、5,000 円から 50,000 円を交付	350	生活支援課
5	被爆者健康管理援助金	被爆者の労苦に報いるとともに健康の保持に寄与するため、被爆者に援助金として年額 1 万円を支給	230	生活支援課
6	難病患者援助金	難病疾患のための治療を受けている人に一律年 1 回、援助金として 36,000 円を支給	62,388	生活支援課
7	重度心身障がい者医療費助成	身体障害者手帳 3 級及び療育手帳 B の 1 の所持者を対象に病院等で診療を受けたときの保険診療自己負担分を、当該対象者が負担すべき一部負担金（300 円）を除き助成	316,283	障がい者支援課
8	精神障がい者入院医療費助成	精神疾患のため入院療養している人を対象に、（精神障害者保健福祉手帳 1 級は除く）1 月を超えた入院保険診療自己負担分の 2 分の 1 を助成（上限なし）	14,608	障がい者支援課
9	障がい者福祉手当	身体障がい者福祉手当 身体障害者手帳 1 級～4 級を所持し（身体障害者手帳 3、4 級で 20 歳以上、60 歳未満を除く）、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していない人を対象に、等級及び介護保険給付・障害福祉サービスの利用状況により月額 1,100 円から 8,000 円を支給	81,351	障がい者支援課
		知的障がい者福祉手当 療育手帳 B の 1 以上を所持しており、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していない人を対象に、介護保険給付・障害福祉サービスの利用状況により月額 2,000 円又は 8,000 円を支給	8,296	
		精神障がい者福祉手当 精神障害者保健福祉手帳 1 級を所持しており、障害児福祉手当、特別障害者手当を受給していない人を対象に、介護保険給付・障害福祉サービスの利用状況により月額 2,000 円又は 8,000 円を支給	3,400	

	名 称	内容及び対象者	6 年度 当初予算 (千円)	担当課
10	障害者支援施設等 通所者交通費助成 金	障害者支援施設等を利用している人を対象に 公共交通機関（バス及び鉄道）に係る費用の一部を助成 助成額は、1 月当たりの運賃の額が 2,000 円 以下のときは、当該運賃額とし、運賃の額が 2,000 円を超えたときは、超えた額の 2 分の 1 の額を 2,000 円に加算した額とし、運賃の額が 5,000 円を超えるときは、5,000 円	6,842	障がい 者支援 課
11	福祉タクシー助成 券の交付	身体障害者手帳 1～3 級、療育手帳、精神障 害者保健福祉手帳 1 級を所持している人を対象 にタクシーを利用した場合、利用 1 回につき支 払った運賃の 1/2 を助成（1 回 1,000 円を限度 に 1 人年 120 枚までを交付）	4,422	障がい 者支援 課
12	自動車運転免許取 得費の助成	身体障害者手帳を所持している人が自動車運 転免許を取得した時を対象に等級により 5 万円 から 8 万円を助成	200	障がい 者支援 課
13	自動車改造費の助 成	上肢、下肢又は体幹に 1～3 級の肢体不自由 で身体障害者手帳を所持している人を対象に、 就労、通院及び通学等に使用する自動車につい て、自ら運転するために必要な改造を行った場 合を対象に、自動車改造費の一部を助成（所得 税課税者 5 万円又は所得税非課税者 10 万円）	100	障がい 者支援 課
14	心身障がい者短期 介護委託の助成	身体と知的に障がいがある人を介護している 家族を対象に、疾病等の理由により居宅におけ る介護が困難な場合に、当該心身障がい者児を 一時的に有料で介護人に委託したときに、介護 委託料等の一部を助成 助成額は、1 日 4 時間までで日額 2,500 円以 内、1 日 4 時間を超えるときは日額 5,000 円以 内	100	障がい 者支援 課
15	要約筆記者養成講 座受講料等助成金	千葉県主催の要約筆記者養成講座の受講料及 び交通費を助成（受験料及び交通費は実費、令 和 8 年度末までの特例として受講奨励金を 1 回 当たり 8,000 円支給）	538	障がい 者支援 課
16	手話通訳者養成講 座受講料等助成金	千葉県主催の手話通訳者養成講座の受講料及 び交通費を助成（受験料及び交通費は実費、令 和 8 年度末までの特例として受講奨励金を 1 回 当たり 8,000 円支給）	1,235	障がい 者支援 課
17	盲ろう者向け通 訳・介助員養成研修 受講料等助成金	千葉県主催の盲ろう者向け通訳・介助員研修 の受講料及び交通費を助成（受験料及び交通費 は実費、令和 8 年度末までの特例として受講奨 励金を 1 回当たり 8,000 円支給）	121	障がい 者支援 課
18	手話検定試験受験 料助成金	全国手話検定試験等の手話検定の受験料を助 成（1 回の手話検定試験で複数の級を受験する 場合は、いずれか高い方のみを助成）	19	障がい 者支援 課
19	老人保護措置費	楽寿園以外の養護老人ホーム（市外施設）及 び「やむを得ない事由（虐待等）」により特別養 護老人ホームへ措置入所させた場合に、措置に 要する費用の全額を負担（本人又はその扶養義 務者に負担能力がある場合は、費用の全部又は 一部を徴収することができる）	333	高齢者 支援課

	名 称	内容及び対象者	6 年度 当初予算 (千円)	担当課
20	緊急通報装置貸与費	身体上慢性的疾患などで健康に不安を抱いている 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者又は 65 歳未満のひとり暮らしの身体障がい者（いずれも所得税が非課税の方が対象）のために、消防本部に直結する緊急通報システムを設置し、万一の場合に備える。 緊急電話機器の設置、移転及び撤去に要する費用は市が全額負担する。機器の貸与に要する費用は、市が全額負担する。 また、緊急電話機器の稼働に必要な電話が設置されていない場合、機器の設置に合わせて、市の負担において電話の設置及び貸与を行う。利用料は無料だが、電話の基本料金と回線使用料は自己負担となる。	4,177	高齢者支援課
21	老人貸与電話基本料金助成金	おおむね 65 歳以上の低所得の高齢者等で固定電話がない者を対象に、福祉電話を貸与。平成 29 年度をもって事業を廃止したが、廃止前に貸与していた人については、基本料金を助成	251	高齢者支援課
22	福祉タクシー運賃助成（高齢者）	70 歳以上のひとり暮らしや夫婦世帯で、市町村民税が課されていない人や介護保険の要介護・要支援認定を受けている人を対象に、市の指定したタクシー会社の運行するタクシーを利用した場合、利用 1 回につき支払った運賃の 2 分の 1 の額（1,000 円限度）を支給。助成券の交付は 1 人年 120 枚まで	19,880	高齢者支援課
23	訪問理容サービス	おおむね 65 歳以上のひとり暮らしや高齢者のみで構成する世帯で、心身の障がいや傷病等のある人や、介護保険において要介護 3 以上の認定を受けた人で、一般の理容サービスの利用が困難な人を対象に、訪問理容費用の一部（上限 1,500 円）を助成	51	高齢者支援課
24	敬老祝事業	当該年度の 9 月 1 日に市内に居住し、当該年度中に 100 歳になる人に祝金 3 万円を支給。また、当該年度の 9 月 1 日に市内に居住し、当該年度中に 88 歳、95 歳、101 歳以上になる人にそれぞれ祝品（NOX 券）を贈呈 88 歳：5 千円分 95 歳：3 千円分 101 歳以上：5 千円分	6,874	高齢者支援課
25	介護用品支給事業（紙おむつ等支給）	在宅の要介護者等を介護している人または要介護者本人に対して、月 4,700 円相当の介護用品（紙おむつ等）を、毎月自宅に配送し、支給	13,168	高齢者支援課
26	布団乾燥サービス事業	65 歳以上のひとり暮らしの人及びねたきりの人を対象に、月 2 回布団乾燥サービスを実施。平成 30 年度に事業を終了したが、平成 30 年度末時点でサービスを利用していた人についてのみ、特例措置としてサービスを継続	212	高齢者支援課
27	家具転倒防止器具取付事業	地震による被害から生命及び財産を守るため、木製家具に家具転倒防止器具（市が用意した金具。2 個を 1 組として 5 組まで）を無償で取り付ける。対象世帯は、自ら家具転倒防止器具を取り付けることが困難で、かつ他の人に協力を得られない、65 歳以上の高齢者で構成された世帯	8	高齢者支援課

	名 称	内容及び対象者	6 年度 当初予算 (千円)	担当課
28	民間事業者利用者負担額軽減助成金	非課税世帯であって、収入や預貯金、資産等が一定の要件を満たした方が、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減事業では対象にならない民間事業者が行う居宅サービス等を利用した場合に、軽減対象となる費用の一部を助成 軽減対象となる費用は、利用料（1割自己負担）、居住費、食費となり、軽減の割合は4分の1（老齢福祉年金受給者は2分の1）	25	高齢者支援課
29	高齢者住宅改造費の助成	介護保険の要支援・要介護の認定を受けた人が、介護保険対象品目の住宅改修を実施した場合、介護保険に基づく住宅改修上限額を超えた部分に係る改造費の一部助成として、住民税非課税世帯に属する場合は2分の1、それ以外の場合は4分の1を助成（上限30万円）	8,223	高齢者支援課
30	養育者支援手当	父母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について養育者支援手当として、月額41,100円を支給	1,097	児童家庭課
31	ファミリー・サポート・センター利用料助成金	市民税非課税世帯、生活保護受給世帯等の利用者が、野田市ファミリー・サポート・センターが実施する児童の送迎等を利用した場合に、当該利用月の利用料の半額を助成（上限30,000円）	300	児童家庭課
32	野田市子育てサービス等利用支援助成金	保育の必要性があると認定されたすべての保護者に対し、利用した子育てサービス等（認可外保育施設、保育所などの一時預かり、ファミリーサポート・センター事業）の料金の半額を助成	6,198	子ども保育課
33	緊急生活支援資金助成金	市内に住所を有し、緊急一時保護施設に入所した所持金を持たない被害女性に対し、緊急に必要な生活支援資金を助成（一律25,000円）	25	子ども家庭総合支援課
34	妊婦・乳児健康診査料償還払い	妊娠中に14回、乳児2回を原則として千葉県内の医療機関及び野田市と契約を交わした県外の医療機関で健康診査が受けられる。 なお、野田市と契約していない県外医療機関で受診を希望する場合に、償還払い（払い戻し）の申請が行える。	1,320	保健センター
35	定期予防接種費用償還払い	予防接種は居住地の市区町村内、または市区町村長の要請に応じて委託契約した医療機関で行うことを原則としているが、保護者の里帰り出産や県外の医療機関に長期入院している等の理由で、野田市と委託契約した医療機関以外で定期予防接種を希望される場合に、申請により、予防接種に要した費用を償還払いする。（ワクチン種別毎に定める基準金額を超える場合は自己負担となる。）	1,053	保健センター
36	不妊治療費助成金	医師から不妊と診断された者に対して、医療費の一部を助成する。 治療している方が野田市に居住し、治療開始日から助成金の支給申請をする日まで野田市の住民基本台帳に記録されている方で、治療開始時点の女性の年齢が43歳未満の方を対象に1回上限20万円を助成。	18,193	保健センター

	名 称	内容及び対象者	6 年度 当初予算 (千円)	担当課
37	不育症治療費助成金	医師から不育症と診断された者に対して、医療費の一部を助成 治療している方が野田市に居住し、治療開始日から助成金の支給申請をする日まで野田市の住民基本台帳に記録されている方を対象に 1 治療期間上限 30 万円を助成	300	保健センター
38	看護師等修学資金貸付	看護師等の養成施設に在学中で、将来野田市内で看護師・准看護師の業務に従事しようとする方を対象に、月額 5,000 円を貸付。 市内病院に 3 年間従事した場合等は、返済を免除される。	60	保健センター
39	あかちゃんお祝い金支給事業	新生児の誕生を祝い、子育てを応援する市独自の支援策として、出生により初めてかつ申請日において野田市の住民基本台帳に記載されている子どもに対し、「あかちゃんお祝い金」として、1 人につき 10 万円を支給	74,373	保健センター
40	就学援助費	経済的な理由から就学が困難と認められる世帯に対し、学用品費や給食費などを援助	131,595	学校教育課

②国費及び県費を伴う扶助費で実施する給付サービス

放課後等デイサービスは児童福祉法に基づき、障がい児が学校の授業の終了後又は休業日に療育を目的として通う通所サービスであり、そのサービス費用は、一部の自己負担を除き、国・県・市の給付費により賄われている。

障がい児に対するサービスの支給量については、平成 28 年 3 月の厚生労働省通知「障害児通所支援の質の向上及び障害児通所給付費等の通所給付決定に係る留意事項について」に基づき 22 日/月（上限）としており、サービスの提供に伴う、障害児通所支援給付費の一般財源での支出も増加していった。

そのため、給付費が年々増加する中、利用者のサービスの利用状況や年齢、基礎データ等を分析した上で、支給量の目安を 14 日/月（特別支援学校又は特別支援学級の児童、療育手帳 A 以上の交付を受けている児童、指標該当時は＋8 日）とし、令和 2 年度に支給決定基準の改定を行い、令和 3 年度から運用を実施した。

その結果、一人当たりの平均利用日数は減少しており、一定の効果はあった。

なお、サービスの利用者数が令和 2 年度から令和 5 年度にかけて 60 人増加していることから、年間の総利用日数は 7,857 日の増となっており、給付費の増加傾向は現在も続いている。

◆改定による効果

年度	平均 利用日数	年間 延利用人数	年間 総利用日数	年間 実利用人数	給付費	
30 年度	12.53 日/人	2,776 人	34,792 日	290 人	340,805 千円	
元年度	12.85 日/人	2,907 人	37,355 日	303 人	383,268 千円	
2 年度	13.26 日/人	2,967 人	39,339 日	315 人	412,990 千円	
3 年度	12.81 日/人	3,390 人	43,417 日	351 人	443,474 千円	運用開始
4 年度	12.45 日/人	3,826 人	47,632 日	379 人	483,518 千円	
5 年度	12.00 日/人	3,933 人	47,196 日	375 人	485,749 千円	

2 課題

- ・市が単独で実施する給付サービスについて、高齢者等の対象者の増加に伴い、サービス利用者も増加傾向にあるなど、厳しい財政状況の中で、今後も扶助費等の増加が見込まれることから、多様化・複雑化する行政需要を的確に把握し、見直しによる利用者への影響や物価高騰等による影響を十分に考慮した上で、今後も継続的に必要な見直しを行うとともに、真に必要なサービスはないか検討していく必要がある。
- ・市単独の給付サービスの見直しに当たっては、近隣市の状況を把握し、近隣市とのバランスも考慮する必要がある。
- ・制度改正を実施後、本来支給できない者への過支給又は誤支給、本来支給すべき者への未支給とならないよう、システムの改修等を適切に行う必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

市が単独で実施する給付サービスについて、多様化・複雑化する行政需要を的確に把握し、見直しによる利用者への影響や物価高騰等による影響を十分に考慮した上で、引き続き必要な見直しを行い、限られた予算の範囲内で、真に必要なサービスを積極的に給付する。

ふるさと納税制度の活用の推進

現行政改革大綱における取組項目として位置付けていないことから、次期行政改革大綱において新設する。

1 現状等

(1) ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」、「自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設されたもので、「納税」という言葉がついているものの、実際には都道府県、市町村への「寄附」であり、自分の選んだ自治体に寄附（ふるさと納税）を行った場合に、寄附額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで所得税と住民税から控除を受けられる。

このため、ふるさと納税制度により、市の事業や取組に対して他の自治体の住民から財源を集められる一方で、市民が他の自治体にふるさと納税した場合は、寄附金税額控除により、個人市民税が減少することになる。

また、ふるさと納税に対するお礼として、多くの自治体で返礼品を用意しているが、令和5年10月から、総務省の告示により返礼品を含むふるさと納税に係る経費は寄附額の5割以下とされていることから、実際はふるさと納税による寄附額の5割程度しか財源として活用できない。

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、自治体が行う地方創生の取組に対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税から税額が控除される制度であり、法人市民税は最大で寄附額の4割が税額控除される。

このため、個人のふるさと納税と同様に市の事業や取組に対する貴重な財源となる一方で、市内に事業所等がある企業が他の自治体に寄附した場合は、法人市民税が減少することになる。

(2) 令和元年度から5年度までの実績

野田市へのふるさと納税額は、年々増加しており、令和5年度は約1億8,800万円となっているが、返礼品等の経費が約9,000万円かかっているため、経費を差し引いた実質的なふるさと納税寄附額は、約9,800万円となる。

一方で、市民が他の自治体にふるさと納税したことによる個人市民税の減収額も年々大きくなっており、令和5年度は約2億8,600万円となっているため、ふるさと納税制度による影響額は、約1億8,800万円のマイナスとなっている。

企業版ふるさと納税については、これまで寄附件数が年1、2件だったが、令和5年度は7件に増加し、寄附額が240万円となっている。

◆ふるさと納税

(単位：千円)

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
野田市へのふるさと納税寄附額…①	74,428	67,758	68,810	102,680	188,049
返礼品等の経費…②	31,361	46,991	32,207	49,698	89,938
経費を除いたふるさと納税寄附額…③ (①－②)	43,067	20,767	36,603	52,982	98,111
個人市民税の減収額…④	125,657	138,505	181,836	243,332	286,371
ふるさと納税による影響額…③－④	△82,590	△117,738	△145,233	△190,350	△188,260

◆企業版ふるさと納税

(単位：千円)

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
寄附件数	1	2	1	1	7
寄附額	300	600	300	300	2,400

(3) ふるさと納税の寄附者増加のための取組

ふるさと納税制度については、生まれ育ったふるさとに貢献するという本来の趣旨に沿った運用となっていないため、国の責任において見直す必要があると考えている。しかし、個人市民税の減収を補う必要があることから、野田市では平成26年10月からふるさと納税制度を導入し、平成30年10月1日からは、返礼品の開拓から寄附金の受付、返礼品の発送までを包括的に業務委託し、業務の効率化と併せて魅力的な返礼品の発掘に努めている。

令和5年10月から、国の基準が厳格化され、ふるさと納税に係る経費は寄附額の5割以下とされたため、令和5年9月に、公募型プロポーザルにより委託事業者の見直しを実施し、委託料率を8.3%から2.5%に引き下げることによって、返礼品に対する寄附額の上昇を最小限に抑えている。

また、野田市の魅力ある返礼品に加え、市の事業や取組を効果的に周知するため、ふるさと納税ポータルサイトの拡充を図っており、令和5年度末までに8つのポータルサイトを開設して寄附を募っている。

企業版ふるさと納税については、市の事業や取組への支援を企業に対して積極的に働きかけるため、令和5年11月から企業とのマッチング支援を業務委託し、寄附者の増加を図っている。

2 課題

- 市へのふるさと納税寄附額は年々増加しているものの、市民が他の自治体にふるさと納税を行ったことによる個人市民税の減収額も年々大きくなっており、市への寄附額を上回る状態が続いている。また、ふるさと納税による個人市民税減収額の75%は、地方交付税で補填されているものの、個人市民税減収額が伸び続けているため、それを上回るふるさと納税寄附額の伸びを確保しなければならない。このため、野田市ならではの魅力的な返礼品を充実させるとともに、ふるさと納税ポータルサイトを拡充することにより、市の事業や取組を効果的に周知する必要がある。

- ・企業版ふるさと納税についても、市の事業や取組に対する新たな財源となるため、企業に対して積極的に周知を図る必要がある。

3 次期行政改革大綱の考え方

市民が他の自治体にふるさと納税したことによる市税の減収を補うことに加え、野田市の魅力発信や新たな財源確保の観点からも、企業版を含むふるさと納税制度を積極的に活用する。

ふるさと納税については、引き続き魅力的な返礼品の発掘を進めるとともに、ふるさと納税ポータルサイトを拡充することにより、市の事業や取組を効果的に周知し、寄附額の増加を図る。

企業版ふるさと納税についても、企業に対して市の事業や取組を効果的に周知し、寄附額の増加を図る。